

答申第17号ないし答申第24号

令和元年12月24日

行田市長 石井 直彦 様

行田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 町田 知啓

答 申 書

別表1のとおり諮問のあった件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

別表に掲げる文書1ないし文書8（以下併せて「本件対象文書」という。）につき、行田市長（以下「実施機関」という。）が、その一部を非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

省略

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

省略

第5 実施機関の主張要旨

省略

第6 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本理念は、市民の知る権利を尊重するとともに、実施機関が積極的に行政情報を提供することにより、市政に対する理解と信頼を深め、より公正な市政の運営を確保し、市民参加の開かれた市政の一層の推進を図り、

併せて福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本理念を実現するためには、実施機関が保有する行政情報は、公開を原則とするべきである。

もっとも、その行政情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害し、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。このため、条例第7条第1号ないし第6号は、制度の趣旨、行政情報の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを適用除外事項として具体的に類型化して規定したものである。

そして、条例第7条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、具体的に判断されなければならない。

2 当審査会における調査審議経過

(1) 調査経過

省略

(2) 審議経過

省略

(3) 審査請求に係る手続の併合

平成30年5月25日付け行保セ第593-6号、第593-7号及び第593-8号並びに行保セ第593-10号、平成30年5月28日付け行子第1797-3号、第1798-3号、第1799-3号、第1803-3号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨並びに理由も共通するものであることから、審査会はこれらを併合して審議することとした。

3 具体的な判断及びその理由

実施機関は、上記第5のとおり本件非公開情報が条例第7条第1号及び第5号に該当すると説明するので、これについて、検討、判断する。

(1) 条例第7条第5号該当性について

① 「職員等の名前」を非公開としたことについて

本件処分に関する実施機関の説明は、上記第5(1)のとおりであるところ、実施機関が行う業務の内容等を踏まえれば、本件非公開情報を公開すると、実施機関の事務を停滞させ得ることにつながりかねず、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、実施機関の決定は妥当である。

② 「実施機関等による所見の部分」及び「病院による所見の部分」を

非公開としたことについて

「実施機関等による所見の部分」や「病院による所見の部分」を公開すれば、今後、率直な評価や判断の内容を記録することを躊躇することが考えられる。児童に対し、一貫性のある援助を実施するため、具体的状況を検証できるよう、事実経過とともにその評価を記載する必要があり、職員が正確かつ率直な記載を躊躇するとなると、相談記録としての機能を著しく低下させ、本件のみならず反復継続する今後の相談事務の適正な遂行に支障が生じるおそれが認められる。以上を踏まえ検討するに、当該各情報は、公開することにより当該事務若しくは同種の事務の適正な遂行に支障をきたす相当の蓋然性があると認められるため、非公開とした実施機関の決定は妥当である。

③ 関係機関との検討内容を非公開としたことについて

実施機関が特定妊婦を指導するに当たっては、関係機関との強い連携が求められることから、当該機関と審査請求人についての情報を交換することも少なくない。この場合、本件非公開情報が公開され、関係機関からの情報提供の内容がそのまま指導対象者に伝わることとなると、率直な発言を控えるなど、十分な情報提供が得られなくなることが考えられる。そうすると、関係機関との連携がとれず、指導対象者並びにその子の生命・生活を維持するという事務事業の目的達成が困難となるおそれは高いといえることから、非公開とした実施機関の決定は妥当である。

④ 児童の生活に影響を及ぼす部分を非公開としたことについて

審査請求人は、文書3及び文書8に情報が記載されている児童の親である。児童の法定代理人である親の情報公開請求権は、あくまでも児童本人の利益を実現する手段として設けられているものである。児童の生活に影響を及ぼす部分を公開した場合、児童本人の目に触れてしまうと、児童の生命・生活の維持という、文書3及び文書8に係る実施機関の事務事業そもそもの目的が失われるおそれがあると認められることから、非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(2) 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、審査請求人の自宅を訪問し、自宅前にて第三者から事情を聴取しており、当該第三者の名前及び聴取内容を記録している。当該第三者の名前を公開することとなると、個人が特定され、当該第三者のプライバシーが侵害されることとなる。また、発言内容についても同様である。したがって、第三者の名前及び発言内容は、条例第7条第1号に該当する。

4 審査請求人の対応等に関して

審査請求人から、実施機関の弁明書に対し、意見書の提出はなく、反論はなされていない。さらに、当審査会及び実施機関において、審査請求人への複数回の訪問、電話連絡を行ったが、全く連絡が取れなくなり、調査により埼玉県外に転出後、海外へ転出していたことが明らかとなったものの、当審査会へ、審査請求人から本件審査請求や転出先に関する連絡はなく、今後、審議のための必要な調査協力が得られる見込みは乏しい。

審査請求人は種々主張するが、上記のような状況からしても、いずれも実施機関の主張を覆すものではなく、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求については、上述の「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第7 審査経過等

平成30年 5月28日 実施機関より諮問及び弁明書の受理
平成31年 4月 1日 本件対象文書の見分
令和 元年 5月20日 本件対象文書の見分及び審議
令和 元年 9月24日 審議
令和 元年12月24日 審議、答申

行田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	町田 知啓	弁護士
副会長	青柳 卓弥	大学教授
委 員	加藤 道子	弁護士
委 員	位田 央	大学教授
委 員	大島 誠一郎	元県職員

別表

省略